

1. 件名：非常用ディーゼル発電機過給機の点検方法及び点検結果について

2. 日時：令和2年7月9日 9時55分～11時05分

3. 場所：原子力規制庁 2階中コア会議室（Web会議システムを利用）

4. 出席者（※Web会議システムによる出席）

原子力規制庁 原子力規制部

実用炉監視部門

平田上席監視指導官、久光上級原子炉解析専門官、吉田主任監視指導官

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東電HD」という。）※

原子力運営管理部保守管理グループ グループマネージャー他3名

5. 要旨

(1) 東電HDから、資料に基づきレーシングワイヤ孔位置測定方法、ファツリ一部非破壊検査手法及び柏崎刈羽5号機と7号機の点検結果に関する説明があった。

(2) 原子力規制庁から、以下について明確にして資料に反映するよう求めた。

- タービンブレード継続使用の判定に用いる設計公差等を図示して明確にすること。

- ブレード孔測定値が判定基準内であっても、次の点検サイクルまで判定値を超えないことの見解を示すこと。

- 非破壊検査による探傷が垂直方向も有効であるとの説明を追加すること。

- 非破壊検査手法が、過給機タービンが組み立てられた状態で適用可能であるとの説明を追加すること。

- ブレード交換基準が柏崎刈羽5号機と同型の過給機と7号機と同型の過給機で違うので、各号機のD/G過給機がどちらの型なのか示すこと。

(3) 東電HDから上記内容について了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- 非常用ディーゼル発電機過給機の点検方法及び点検結果について

- 各プラントの水平展開実施計画（2020年6月時点）

以上